

2023年8月～9月分の燃料費調整単価と市場価格調整単価について

2023年7月28日
 関西電力送配電株式会社

当社は、火力燃料費の増減を電気料金へ反映する「燃料費調整制度」ならびに一般社団法人日本卸電力取引所における翌日取引市場の市場価格の実績を踏まえた「市場価格調整制度」を導入し、電気料金に反映しております。

電気最終保障供給約款に基づく2023年8月～9月分の燃料費調整単価と市場価格調整単価について、以下のとおりお知らせいたします。

1. 燃料費調整制度

(1) 燃料費調整単価 (1kWhにつき)

(円、税込)

区分	燃料費調整単価		2023年8月分 との単価差
	2023年9月分	2023年8月分	
高圧供給の場合	+1.29	+2.17	-0.88
特別高圧供給の場合	+4.73	+5.60	-0.87

※基準燃料価格 (27,100円/k1) と平均燃料価格の差額に、基準単価を乗じて算定。

※基準単価は、平均燃料価格が基準燃料価格に比べて1,000円変動した場合の値です。

※2023年2月分より高圧供給の燃料費調整単価は、国による軽減措置を受け、1kWhにつき3.50円値引きしております。なお、2023年2月分とは、契約電力500kW未満のお客さまは2023年1月検針日から2月検針日の前日までのご使用分、契約電力500kW以上のお客さまは2023年2月検針日から3月検針日の前日までのご使用分を指します。

(2) 平均燃料価格 (貿易統計実績)

区分	平均燃料価格	
	2023年9月分 (2023年4月～2023年6月)	2023年8月分 (2023年3月～2023年5月)
平均原油価格	71,537 円/k1	71,756 円/k1
平均LNG価格	89,884 円/t	96,262 円/t
平均石炭価格	34,685 円/t	39,325 円/t
平均燃料価格	57,400 円/k1	63,000 円/k1

2. 市場価格調整制度

(1) 2023年8月分の市場価格調整単価 (1kWhにつき) (円、税込)

区分			市場価格調整単価		(参考) 2023年8月分の 燃料費調整単価
契約種別	標準電圧	契約電力	夏季	その他季	
最終保障電力A	6,000V (高圧供給)	500kW以上	0.00	—	+2.17 (+5.67)
	20,000V/30,000V (特別高圧供給)	—	0.00	—	+5.60
	70,000V (特別高圧供給)	—	0.00	—	+5.60
最終保障電力B	6,000V (高圧供給)	500kW以上	0.00	—	+2.17 (+5.67)
	20,000V/30,000V (特別高圧供給)	—	0.00	—	+5.60
	70,000V (特別高圧供給)	—	0.00	—	+5.60

※2023年2月分より高圧供給の燃料費調整単価は、国による軽減措置を受け、1kWhにつき3.50円値引きしております。なお、()内は国による軽減措置がない場合の燃料費調整単価です。

(2) 2023年9月分の市場価格調整単価 (1kWhにつき) (円、税込)

区分			市場価格調整単価		(参考) 2023年9月分の 燃料費調整単価
契約種別	標準電圧	契約電力	夏季	その他季	
最終保障電力A	6,000V (高圧供給)	500kW未満	0.00	—	+1.29 (+4.79)
最終保障電力B	6,000V (高圧供給)	500kW未満	0.00	—	+1.29 (+4.79)

※2023年2月分より高圧供給の燃料費調整単価は、国による軽減措置を受け、1kWhにつき3.50円値引きしております。なお、()内は国による軽減措置がない場合の燃料費調整単価です。

(参考) 市場価格調整単価の算定方法

市場価格調整単価 = (2023年6月21日～2023年7月20日の卸電力市場価格) ÷ (1 - 託送供給等約款に定める損失率) + (託送供給等約款における電力量料金単価) - (電気最終保障供給約款における電力量料金単価)

※2023年6月21日～2023年7月20日の卸電力市場価格は、1kWhにつき8.855円です。(税込)

※託送供給等約款に定める損失率は、高圧供給が4.2%、特別高圧供給は2.9%です。

※託送供給等約款における電力量料金単価は、高圧供給が1kWhにつき2.86円、特別高圧供給が1kWhにつき1.24円です。

※電気最終保障供給約款における電力量料金単価は、燃料費調整単価を含みます。なお、市場価格調整単価の算定にあたって参照する燃料費調整単価は、国による軽減措置がない場合の燃料費調整単価といたします。

※2023年6月21日～2023年7月20日の卸電力市場価格(税抜)が1kWhにつき3.51円以上となるため、上記の式による算定結果が零以下となる場合、市場価格調整単価は、零といたします。

以 上